

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年 6月18日 |
| 【会社名】 | 清水建設株式会社 |
| 【英訳名】 | SHIMIZU CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 井上 和幸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目16番 1号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3561 - 1111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 平山 知彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目16番 1号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3561 - 1111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 平山 知彦 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2022年 8月22日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2022年 8月30日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2024年 8月29日 |
| 【発行登録番号】 | 4 - 関東 1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額100,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 65,000百万円 (65,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出した。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2024年 6月18日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 2022年 8月22日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とする ため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加する ため、本訂正発行登録書を提出する。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 清水建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区吉田町65番地) 清水建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見二丁目11番 1号) 清水建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目 3番 7号) 清水建設株式会社 関西支店 (大阪市中央区本町三丁目 5番 7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号) |

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とする清水建設株式会社第35回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)(別称:清水建設グリーンボンド)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限(予定): 2029年7月(5年債)(注)

払込期日(予定): 2024年7月(注)

(注)それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 |
|------------|-------------------|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 |

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

運転資金、設備資金、投融資資金、借入金返済資金及び社債償還資金に充当予定。

(訂正後)

運転資金、設備資金、投融資資金、借入金返済資金及び社債償還資金に充当予定。

なお、本社債発行による手取金は、全額を当社の保有施設である『温故創新の森 NOVARE』内のグリーンビルディング認証(Nearly ZEB)を取得した施設建設資金のリファイナンスに充当する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<清水建設株式会社第35回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)

(別称:清水建設グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、2023年1月にサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」(注3)、環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」(注4)及び金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」(注5)に適合する旨のセカンドオピニオンを株式会社格付投資情報センター(R&I)から取得しております。なお、中期経営計画2024-2026 策定に伴い、2024年6月にフレームワークを一部改訂しております。

- (注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、ICMAにより策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下グリーンボンド原則といたします。
- (注2)「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」とは、ICMAにより策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下ソーシャルボンド原則といたします。
- (注3)「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。
- (注4)「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注5)「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が2021年10月に制定・公表したガイドラインをいいます。